

# 公益財団法人 協和協会 事業報告

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

## 1、月例会ないし講演会

当財団は、定款第3条(目的)の趣旨、即ち「この法人は、我が国内外の情勢を直視し、万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治、経済、社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を提言・発表・普及するとともに、国家的見地から追悼すべき方々を慰霊顕彰し、もって、我が国の政治、経済、社会体勢の発展に、寄与することを目的とする。」との精神に立ち、毎月1回、月例講話会を開いており、本年度も、時宜に応じて有力な専門家を招き、国家の基本に属する諸課題につき、意見を交換し検討した。

平成30年4月～平成31年3月の講題、講師およびその内容については、添付の「月例会平成30年度ダイジェスト」などの講話記録・説明資料を御覧いただきたい。

## 2、研究調査活動

「万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治・経済・社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を発表普及し、もって我が国の政治・経済・社会体勢の発展に寄与する」という当財団の趣旨・目的に基づいて、政治・経済・社会各般にわたって資料を集め情報を収集して、以下のような調査研究、要請書活動、推進運動を行った。

### イ) 教育部会(部会長は、若林克彦国士館大学元学長)

本年度は、文科省・中教審・教育再生実行会議の教育改革への動きとその成果を検証する作業から始めた。まず、平成28年度に答申され、平成31年から導入予定の専門職大学によって、実社会に出てすぐに役立つ人材の輩出に資することができ、社会人の学び直しにも役立つものとして期待した。しかし、実際は設立認可された大学はわずか1校で、残りは審査基準を満たさず、大幅な計画の見直しあるいは申請を取り下げる結果となった。次に、経営難に苦しむ地方大学対策として、国公私のかみそりを超えた合併を認める制度が2020年度から開始されるようになった。一方、3年

続けて財政赤字に陥った大学には補助金を交付しない方針も明確になり、淘汰が進む傾向である。大学という名称にこだわらず、高等教育を行うべきだという意見も出た。次に、一部野党が改憲案で、幼児期から大学に至るまでの無償化を主張し、これに対し、与党自民党は大学までの無償化は財源の問題から不可能との見解を示し、財源がない中で大学教育の制度と質を改革するには、現状の制度の長所を生かした改革案を提言することが必要との考えに至った。そこで、理系に特に多い高等専門学校を、高校と大学を融合した機関として深化させ、諸外国に比べて遅れているAIなどの先進技術について学ぶ機関をつくる提案を検討した。以上検討したが、より抜本的な改革が必要だとの意見が出た。

なお、3月をもって若林克彦部会長が退任されることとなったが、要請書審議は次年度も引き続き行う方針となった。

#### ロ) 科学技術部会 (部会長は、中島稔ナカシマホールディングス(株)副会長)

内部に、A：環境技術委員会、B：新エネルギー委員会、C：発明検討委員会、D：政策課題委員会の4委員会が活動しているので、以下、この順に従って活動状況を報告する。(詳細なレクチャーの内容については、添付の「科学技術部会平成30年度レクチャー報告」をご覧ください。)

##### A：環境技術委員会 (委員長は、坂本忠彦元建設省土木研究所長)

環境技術委員会では、本年度、以下の活動を行った。

- ①、遠山岳史日本大学工学部教授より、「二酸化炭素で下水汚泥焼却灰からリンを回収する技術」について。
- ②、石井智物質材料研究機構主任研究員より、「窒化チタンを用いた太陽光エネルギーの利用」について。
- ③、高木直行東京都市大学原子力安全工学科教授より、「原子炉での核変換を応用した核廃棄物処理及び希少元素製造技術」について。
- ④、山本兼由法政大学生命科学部教授より、「応用ゲノム微生物学の金属資源化への展開」について。
- ⑤、中里靖環境省海洋環境室長より、「海洋プラスチックを取り巻く国内外の動向」について。
- ⑥、野崎京子東京大学大学院教授より、「CO<sub>2</sub>から合成樹脂技術」について。
- ⑦、中村龍平東京工業大学地球生命研究所教授より、「深海熱水噴出孔のエネルギーによる生命誕生との関連性」について。

- ⑧、高田秀重東京農工大学大学院教授より、「日本近海におけるマイクロプラスチックの生態系への影響」について。
- ⑨、岩田忠久東京大学大学院教授より、「プラスチックと人類および環境の共存共栄を目指して」について。
- ⑩、杉本裕東京理科大学工学部教授より、「CO2から合成樹脂技術」について。
- ⑪、また、毎回、中島稔科学技術部会長に提供・解説いただいている「環境技術関連ニュース」は、環境に関する最新情報の認識・検討に大いに役立った。

**B：新エネルギー委員会（委員長は、中島稔科学技術部会長兼任）**

新エネルギー委員会では、本年度、以下の活動を行った。

- ①、山口猛中央東京工業大学教授より、「再生可能エネルギーの大規模利用と最新燃料電池技術」について。
- ②、駒場慎一東京理科大学理学部応用化学科教授より、「カリウムイオン電池の高濃度イオン電解質液」について。
- ③、亀田光昭新エネルギー研究所代表より、「メタノール水溶液水素発生装置とその実用化」について。
- ④、板子一隆神奈川工科大学教授より、「太陽光発電システムおよび燃料電池発電システムの高効率制御方式」について。
- ⑤、守友浩筑波大学エネルギー物質科学研究センター教授より、「温度変化を電気エネルギーに変換する技術」について。
- ⑥、岩澤康裕電気通信大学燃料電池イノベーション研究センター長より、「水素社会に向けた燃料電池開発と最先端放射光計測：現状と課題」について。
- ⑦、藤代芳伸産業技術総合研究所無機機能材料研究グループ長より、「拡散焼結技術を用いた高効率燃料電池」について。
- ⑧、三輪田祐子資源エネルギー庁長官官房総務課調査広報室室長補佐より、「エネルギー白書についての解説」について。
- ⑨、立松伸AGC(株)商品開発研究所新商品第二部長より、「燃料電池の小型化・低コスト化に向けた高性能電解質薄膜」について。
- ⑩、長友正治元日本技術士会理事兼海外業務促進委員長より、「産業設備コンサルタント40余年回想録」について。
- ⑪、これらのほか、毎回、中島稔委員長に提供・解説いただいている「新エネルギー関連ニュース」は、最新情報の認識に大いに役立っている。

**C：発明検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）**

この委員会は、当財団が、30数年前、石油などエネルギー資源をはじめその他の資源も少ない日本、そして未曾有の高齢社会へ突入した日本が、21世紀を生き延びるためにはいかにあるべきかを検討したとき、他国に先駆けて新技術・新発想を生み出し、そうした高度先進技術を世界へ提供してゆくより日本の生きる道はないとの結論に達し、その理念に基づいて設置されたのが、この「発明検討委員会」である。

以来、環境技術やリサイクル技術、エネルギーに関するもの、その他、各種の新発明・新技術がいろいろと持ち込まれたので、これら400件を超す発明品・新技術を検討し、その真贋性、世に出すことの有用性、当財団の支援のあり方、などを審議し、また、持ち込まれた新発明・新技術の性格・内容に応じて、専門家の意見を聞き、あるいは専門委員会を開くなどして、検討・判断している。そして、その上で、確かと思われるものは、その実用化方法を検討している。

現在、検討中の主たるものとして、特に九州において、牛、豚、鶏などの畜糞尿の肥料化への指導と、畜舎のアンモニア臭除去はじめ細菌減少による生産性向上につき指導している。

#### **D：政策課題委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）**

この委員会は、技術面に関する法制度、法律・政令などの新設・改廃等を検討するとともに、他の委員会が作成し提出した政府宛要請書につき、後追い調査し実効あらしめるよう、役所などへ働きかけることを役割とする。当年度は、前掲の3委員会での調査研究に関し、省庁担当官等にレクチャー依頼し、また事後に、当委員会での検討中に出た疑問点について、省庁等に問い合わせを行った。

#### **ハ) 安全保障部会（部会長は、現在空席）**

当部会には、防衛省・自衛隊の経験者、その他軍事専門家や学者・有識者など、多数参加し、過去に33本に及ぶ要請書を、総理大臣はじめ関係大臣に提出している。本年度は、主に月例講話会にて、安全保障についての各種議題を取り上げている。すなわち、井沢元彦作家より、「長年の日本史研究から、日本国民に訴える！」について。飯田将史防衛省防衛研究所主任研究官より、「米中対立と東アジア安全保障への影響！」について。福山隆元陸上自衛隊西部方面総監部幕僚長より、「軍事的視点で読み解く米中貿易戦争」についてそれぞれ解説を受けた。（詳細な内容については、添付の「月例会平成30年度ダイジェスト」をご覧ください。）

## 二) 政治経済部会 (部会長は、大野松茂元内閣官房副長官 (政策担当))

平成24年2月に植竹繁雄部会長が逝去されて以降、各種課題は月例講話会で検討していた。本年度前半は、引き続き、月例講話会にて、今井激国際エコノミストより、「安倍内閣の内憂外患のゆくえ」について。加瀬みきアメリカン・エンタープライズ政策研究所客員研究員より、「トランプ大統領と米国の政治・経済・社会情勢」について。それぞれ解説を受けた。(詳細な内容については、添付の「月例会平成30年度ダイジェスト」をご覧ください。)

その後、会員の間で政治経済部会の再開を求める声が高まり、第一次安倍内閣と福田内閣で政策担当内閣官房副長官を務められた大野松茂部会長に7月よりご就任いただき、6年半ぶりに再開する運びとなった。最初に取り上げる議題として、外国人による自衛隊基地周辺や水源地の買い占め問題、中国の一带一路政策と、資金源となるA I I Bの実態、これに対抗すべく安倍総理が提唱するインド太平洋構想との対比について取り上げることとした。外国人の土地所有については、現状で規制する法律はないが、これには平成元年に締結された多数国間投資保証機関を設立する条約や日中投資保護協定がかかわっており、こうした条約との関係を検討しなければ、外交上難しい問題になる、ということが判明し、継続審議となった。中国の一带一路政策については、セルビア・ギリシャといった中国による大規模投資が行われた国々を取材された池永達夫世界日報編集委員の解説をうかがい、多額の租借が返せず、運営権を取られ、そこに中国人民解放軍が進出している実態、発展途上国のインフラ整備という名目で近づくやり方にアメリカやドイツ、フランスも警戒心を強め、投資計画の頓挫が出始めている。アメリカの技術盗用も増加したため、米中貿易戦争に発展したことなどについて、詳細な解説があった。これに対抗すべく安倍総理が提唱するインド太平洋構想については、外務省より川埜周外交政策企画室長に月例会にお越しいただき、外交青書について解説を受けた。その後、G20でも米中両国の対決姿勢は鮮明になっており、今後の国際情勢の推移を見守ることとした。

12月には、平成31年の新規課題を募り、6名の委員から新規課題が提出された。すなわち、①トランプ大統領のアメリカファースト政策による日米同盟の弱体化とそれに対する日本の懸念、②中国の東南アジア進出とその軍事的脅威の対応、③米中貿易戦争の日本への影響、④日本の技術力の向上 (特に通信・情報技術)、⑤日本の財政改革、⑥憲法改正に向けた民意の拡大、⑦韓国に対する対処の7点の中から、③米中貿易戦争の日本への影響を当面の課題とする方針が決められた。

#### **A：災害時緊急支援体制検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）**

当財団は、平成5年に大震災対策要請書を政府へ提出。平成17年には大震災の救出にすぐ当たれるよう、内閣府内に特別予算枠を設けることを求める要請書を提出。さらに平成18年には、各種現場実務者を集めた「大震災・大事故対策委員会」を設けて検討した結果、全国で地盤のしっかりした地域に基地を設け、大型ヘリを中心とする抜本的対策を提案する要請書をつくり、毎年のように時の政府へ提出してきた。もし、これが採用されていれば、東日本大震災の犠牲者は少なくすんだのに、と残念でならない。

#### **ホ）医療福祉部会（部会長候補者として、渥美和彦東京大学名誉教授）**

本年度の活動は、まず、月例講話会において、医療問題について取り上げた。すなわち、河村弘庸元東京女子医科大学脳神経外科教授より、「認知症になる仕組みとその対策」について解説を受けた。ほかに、姉妹団体の月例講話会にて、小谷誠電気通信大学名誉教授・元学長より、「脳と心臓を学び、健康寿命を伸ばしましょう！」について解説を受けた。

（詳細は、添付の「月例会平成30年度ダイジェスト」をご覧ください。）

#### **へ）交通部会（部会長は、松本治男元近畿管区警察局長）**

本年度は、警察庁交通局交通企画課落合大地課長補佐（警視）より、各種交通に関する議題について解説を受けた。

①、29年6月に東名高速道路で、30年7月には大阪で、いわゆる「あおり運転」による死亡事故が発生し、社会問題となった。自動車メーカーでは、ドライブレコーダーが大きく普及する契機になった。全国の警察では、6月に一斉取締を実施し、約1300件を摘発、その後も取締を強化している。

②、自動運転システムレベル3（緊急時のみ人間が運転する）の2020年からの導入に向け、検討が重ねられている。当面、万が一事故が起きた場合、責任はどうするのか、システムトラブルの場合は、盗難車による事故と同じ扱いにすることの是非、データの提出義務化などについて検討が行われている。また、高齢者対象に自動ブレーキシステム搭載車限定免許の創設も検討されている。

③、自動車対歩行者の事故の大半は横断中であり、信号機のない横断歩道では自動車側の減速が不十分である事例が多発していた。JAFの調べでは、信号機のない横

断歩道での一時停止励行割合は全国平均わずか8.6%である。一時停止を行わないのは本来横断歩行者等妨害等違反である。歩行者側には横断歩道以外の横断をしないよう啓発し、運転者側も減速義務と歩行者優先義務の励行を啓発していく。

④、75歳以上の認知機能検査を強化した改正道路交通法の施行後1年間で、全国で210万人が受検し、5万7千人が認知症の恐れあり、と診断され、2552人が自主返納、942人が免許失効。その後、臨時適性検査を受けた約4万人のうち、1万3千人が自主返納、3千5百人が失効、1万3千人が免許継続している。また、高齢者講習や認知機能検査の予約が取りづらいつの指摘が一部からあり、各県警で改善に向けて動いている。

⑤、こうした各方面にわたる交通警察の御努力により、平成30年の上半期は、死者数1603人で前年比72人の減となり、年間では3532人で昨年比162人の減少となった。交通部会創立当初からの念願であった死者数1日平均10人（年間3650人）を達成した。

⑥、平成31年に入っても交通事故死者数の減少傾向は続いている。本年の死者における高齢者の構成比は6割に達しており、引き続き、横断歩道外横断の防止や自動ブレーキの全車導入など、高齢者事故対策に取り組む必要性を認識した。自動運転システムについても、2020年予定の道路交通法改正に向けた取り組みを引き続き注視する。

#### ト) 国際親善部会（部会長は、清原淳平専務理事兼任）

以前から、韓国、中国、台湾などの有志から、政府や議員間の交流は進んでいるけれども、民間の交流がはかどらないので、そうした真の親善活動の窓口となつてほしい、との申し出があったことから、当財団では、この「国際親善部会」を設置し、民間レベルでの国際交流を活性化すべく努めている。

特に、当財団は、韓国の漢字復活を希う学者有志からの要請により、日・韓・中、台がかつては同じ漢字文化圏として、書けば意思の疎通が出来たのに、戦後、日本は字画数の多い字につき一部略字化したが、台湾は全く略さない旧漢字を用いたのに対し、韓国は原則として漢字を廃してハングル文字化し、中国大陸では極端に略した簡体字を用いたため、この60年間で、もはや同じ漢字文化圏とは言えなくなってしまった。これを憂えた日・韓・中、台の学者有志は、この事態を調整すべく、国際会議を開催することになり、1991年以降、ほぼ2年に1度、各国・地域持ち回りで会議を開き、2005年の日本開催（当財団が主催）までは、漸時、協調

姿勢が高まり、4力国が共通の1996字を共通漢字とし、他の異なる字は、字面を統一してアジアにおける共通言語化への道を拓こうとした。

ところが、2年後の中国開催の会議において、中国政府は、漢字を調整して共通の常用漢字をつくる方針を取り止め、現在の簡体字をより簡略化することを表明したので、韓国側が大反発する事態となり、いま当財団が両国の間に入って事態打開の途を探っているところである。

#### チ) 伝統教育部会 (部会長は、清原淳平専務理事兼任)

この部会内には、**A：旧枢密院建物保存委員会**、**B：伝統芸術支援委員会**、**C：歴史人形館推進委員会**、の3つの委員会を持っている。

**A：旧枢密院建物保存委員会**は、皇居三の丸内の旧枢密院の建物保存・活用の推進に当たってきた。この問題は、昭和55年6月に、当関係団体宛てに憲法学会が会員有志連名で「旧枢密院の建物は、歴史的・建築学的に貴重な建物なので取り壊さないよう、政府へ斡旋してほしい」との陳情を受けて始まったもので、その後、この伝統教育部会が引継ぎ、当時の総理にお願いして取り壊しは延期していただいたが、引き続き、当財団の幹部・関係者が、総理府、宮内庁、文部省、あるいは警察庁、皇宮警察本部などと話し合っ、この建物の保存・活用のため、努力してきたが、本籍省庁として名乗りを上げる省庁がなく、難航していた。

平成17年1月7日に、総理官邸にて、時の細田博之内閣官房長官にお目にかかり、『旧「枢密院」建物の歴史的・建築学的重要性に鑑み、取り壊すことなく永久保存していただきたく要請』書を提出した。

その後、平成19年3月13日付けの新聞に、皇宮警察が数年をかけて補修し、会議室や音楽隊の練習場として使う旨の記事が掲載された。その後、推移を見守ってきたが、平成25年6月、保存工事が完了し、皇宮警察本部として再活用されることとなった。同要請書が30年越しで実現したことを報告する。

**B：伝統芸術支援委員会**は、35年程前から支援してきている「現代日本書家協会」(現会長は、日本春秋書院の大日方鴻介院長)に対し、毎年、その全国書道展での特別優秀者に出す総理大臣賞、衆議院議長賞、参議院議長賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞、の賞状下付を斡旋しており、本年度も、例年どおり賞状下付を実現した。

展示場は、前年と同様、六本木の「国立新美術館」の展示場にて「第34回全国公募展」が開催され、全国から約10,000点の応募があり、そのうち、1次審



査後の作品数は450点、受賞して飾られた作品は40点、展示数は、79点となった。

また、授賞式は同じ国立新美術館の講堂にて行われ、清原伝統教育部会長が、大臣賞状の授与の一端を担い、来賓を代表して祝辞を述べた。なかなかの盛会であった。

**C：歴史人形館推進委員会**は、伝統・歴史教育の観点から、当財団が応援して、岩手県平泉の中尊寺脇に建設した「夢館奥州藤原歴史物語」館（平成4年7月20日にオープン）は、平成5年夏からNHKが大河ドラマ「炎立つ」を始めたこともあって、その後の入場者も多く好評であった。（現在は閉館）

当委員会では、全国各地に、こうした蠟人形による歴史館・産業館の建設・推進を目指している。当面、日光での「徳川15代歴史館」、足利での「足利15代歴史館」、京都での「源氏物語絵巻館」、そして、東京での「江戸情話物語館」（いずれも仮称）等々が企画されているが、20年以上不景気が続いていた影響で、名乗りを上げる企業がなく、中断状況にある。

### 3、要請書活動

当財団では、部会・委員会で調査・研究した結果、政府へ進言したほうがよい、と判断したものについては、要請書の形に纏め、月例会にて諮った上で、時の内閣総理大臣や各大臣に御提出している。提出した要請書は、この40年間余で、実に137本に及んでいる。

### 4、諸団体との協力援助

当財団は、まだ資金的余裕がないので他団体に資金援助することはできないが、当財団には各界有力者が多数参加していることから協力を求める団体も多く、また、前記2に掲げた各部会の活動との関係で、各種研究団体や企業と協力関係も生じている。

特に「時代を刷新する会」とは、設立の経緯から姉妹関係にあり、学者・技術者など専門家の参加が多い同団体とは、部会・委員会などの活動に関して、研究・調査・要請書起案などを協同し、あるいは研究委託をしている。

### 5、その他、財団の目的を達成するために必要な事業

当財団の活動が活発になるに伴って、各方面から、さまざまな相談を持ち込まれるようになってきている。それらが当財団の趣旨・目的に合致するかどうか、専務理事ならびに

事務局で取捨選別の上、主たる事項は、関係部会・委員会にかけ、さらに重要課題については、評議員会・理事会にて決する方針を採っている。

### 「鎮魂と平和の苑」事業（故櫻内義雄元衆議院議長、故上田稔理事長、清原専務）

この事業は、櫻内会長時代に政府へ趣意書や要請書を提出してお願いしており、現在は、後述するように、櫻内元会長の判断・御指示にて、政府の出方待ちで静観する、ことになっている。

ただし、この事業に関しては、内外部から誤解を生じている面もあるので、この際、これまでの経過を、長文になるが、やや詳しく説明・報告しておくこととする。

この事業を始める発端は、平成7年頃、当財団教育部会で、荒廃した教育をどう立て直すかを検討した際、もはや制度や組織を改めるだけではならず、いわば「日本人の心の再建」が必要である、との意見が出て、それには何をすべきかを検討した。

その結果、当時、溺れる他人の子供を助けるため、飛び込んで自らは溺死されたケースが話題となったこともあり、そうした他人に尽くして亡くなった方は、数日は感動を呼び話題となっても、やがて忘れ去られてしまう。しかし、こうした立派な方々は末永く顕彰すべきだ、との声が上がリ、当時、調査すると、戦後だけでも、警察官で犯人逮捕などで殉職された方が850人、消防が消火活動などで2000人、自衛隊が訓練などで1950人、鉄道・船舶など公共運輸機関で数千人、道路・橋梁・港湾・ダムなど公共工事関係では数万人の方が亡くなっていることが分かった。

こうした殉職者は、その土地土地で慰霊・顕彰されているが、これをある特定の地域に祀り、その顕彰館も設置し、誰でも何時でもお参りできる施設をつくりたい。そうすれば、そこをお参りした方は、「世の中には、こうして他人・社会・国家のために尽くして亡くなった方がいるのだから、自分も、悪いことをしてはいけない。少しでも良いことをしよう」という気持ちになるであろう。そうして「日本人の心情を浄化する」運動こそ、真の教育になる、との意見が出た。

そして、丁度その頃、当財団の小玉外行会員（故人）から、それなら、先の大戦で亡くなった民間人を含む戦没者の方々を慰霊する施設も併設してもらいたい、とのお話があった。すなわち、小玉会員は、御自身が民間人としてフィリピンにおられ、現地召集を受けて軍人となったが、時すでに日本軍は連合軍に追い詰められて、ルソン島の密林に逃げ込んだ。そのときは、軍人・軍属も一般民間人も一緒に、乳飲み子を抱えた婦人たちも、連合軍の落とすナパーム爆弾、あるいは、洞窟に潜んでも火炎放射機で焼き殺された。軍人・軍属の方は靖国神社にお祀りされているのでまだよいが、戦時中に亡くなった民間人は80万人にも達し、その方々の慰霊は今なお十分に行われているとはい

えないので、国がそうした施設も造るよう、(財)協和協会に運動してもらいたい、との要請があり、執行部ももっともと思ひ、役所との折衝に入った。その際、毎年8月15日に東京の日本武道館で開催される「全国戦没者慰霊祭」が、戦後60年以上も経ち、御遺族を集めるのも大変で、この日、たった一日2時間の式典のために、非常に大きな費用がかかるとの情報も入った。そこで、当財団執行部は、毎年、武道館でのこの慰霊祭を、常設の施設とすべく、政府へ働きかけることにした。

そして、上田理事長と清原常務(共に当時)が、担当省庁を訪れ、大臣にそうした陳情を行った。その際、じっと聞いておられた大臣は、結論的に、国で造るのは政治的にむずかしく時間がかかるので、まずは(財)協和協会が進められてはどうか、との御意向があり、そこで、この件を、評議員会、理事会を開いて検討した結果、全会一致で、この事業を、当財団が推進することに決した。

そこで、当財団では、上田稔理事長と清原淳平常務理事が中心となり、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県などの山々を視察して歩いた。その数は30か所を超えた。その中から結局、眼下に河口湖が開け、正面に富士山に見える場所を選定し、櫻内会長、小玉理事も視察されてよかろうということで、推進することになり、小玉理事も、そのための費用を含め、財団の活動全体に多額の賛助金を提供くださった。しかし、土地買収の作業を進めていくうちに、それまでまとめ役を買って出てくれていた大地主の町会議員が、自分の土地を時価の10倍で買ってほしいと言い出し、一年近く交渉したが妥協しないので、当財団執行部は協議の結果、この土地を断念し、新たな土地を探すことになった。

そこで、上田理事長と清原常務は、また山歩きをし、今度は静岡県蒲原町の裏山で、後ろに富士山、前に駿河湾が見える土地を見つけ、町側との折衝に入った。この時も、櫻内会長、小玉理事は視察に行かれ、立地についての御承諾があった。この時も、当初は順調に進んだが、町長が選挙事情から自民党から民主党に鞍替えしたことなどもあり、やや積極性が欠けてきた。そうした折の春、小泉純一郎内閣総理大臣が靖国神社へ参拝したことから、中国や韓国が反発し、また、一部新聞が、「政府は靖国代替施設を造る予定」と誤報したことから、いわゆる靖国派が反発し、事態は混乱した。

当財団は、上記の経緯でもわかるように、当初から、靖国神社は靖国神社でその意義を尊重しており、それとは別の意義、つまり、他人・社会・国家へ尽くした殉職者を祀る。戦争犠牲者も民間人80万人を含める、武道館での年1回の式典に代わる常設の施設を造る、との趣旨で、建設を考えているのに、それを、靖国神社を廃止しようとする一部勢力と混同・誤解して攻撃してくる者もいて、大層迷惑している。

当財団の主張は、平成10年印刷の「鎮魂と平和の苑」の趣意書や企画書でも明らかであり、その後、政府へ提出した要請書でも明らかである。さらに、当方の趣旨は、平成12年12月、総理官邸で福田康夫内閣官房長官と面談した時も資料と共に説明しており、また、福田内閣官房長官が造られた諮問機関「平和懇」の会長（元経団連会長）にもお目にかかって、御説明している。

こうして、当財団の「鎮魂と平和の苑」事業は、当時の櫻内会長・上田理事長を中心に、熱心に進められたのであり、政府や「平和懇」へも進言してあるので、この問題は、平成14年の初頭に、櫻内会長の「政府へ申し上げるだけの事は申し上げたので、政府の措置待ちとし、静観しよう」との意向に基づき、現在、静観している、という状況である。

▷なお、この「鎮魂と平和の苑」事業については、現在、政府の措置待ちであるが、実現の可能性がはっきりした場合に備えて、特定資産として「鎮魂と平和の苑」事業資金として、一定額を国債で保持し、理事会・評議員会の承諾なしには取り崩せないようにしてある。

## 6、管理報告

本年度は、下記の通り理事会及び評議員会を開催した。

### ①理事会

平成30年5月18日（木）午後1時半～3時40分

於 衆議院第一議員会館 地下1階 第7会議室

- 審議事項
- 1 平成29年度事業報告
  - 2 平成29年度決算報告
  - 3 評議員会の開催承認
  - 4 職務報告

### ②定時評議員会

平成30年6月5日（火）午前10時～正午

於 衆議院第二議員会館 地下1階 第2会議室

- 審議事項
- 1 平成29年度事業報告
  - 2 平成29年度決算報告
  - 3 規程の変更案について
  - 4 定款の一部変更案について

5 理事及び評議員の補充の件

③理事会

平成31年3月28日(木) 午後3時11分～4時08分

於 衆議院第一議員会館 第1会議室

- 審議事項
- 1 平成31年度事業計画
  - 2 平成31年度予算
  - 3 資金調達及び設備投資の見込みについて
  - 4 監事補充のための評議員会開催承認
  - 5 職務報告

7、事業報告の附属明細書に記載すべき事項はありません。

以上

「公益財団法人 協和協会」事務局 <http://www.kyowakyokai.or.jp>

電話 (03) 3581-1192 FAX (03) 3507-8587

代表理事 会長代行 岸信夫、理事長 半田晴久、専務理事 清原淳平